

平成十一年法律第二百八号

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 役員及び職員（第六条～第十条）

第三章 業務等（第十一条～第十二条）

第四章 雜則（第十三条～第十五条）

第五章 罰則（第十六条～第十七条）

附則

第一章 総則

（目的） この法律は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第一条 この法律は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第一条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所とする。

第三条 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「研究所」という。）は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術、港湾及び空港の整備等に関する技術並びに電子航法（電子技術を利用した航法をいう。以下同じ。）に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資することを目的とする。

（研究所の目的）

第四条 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第三条の二

（事務所）

研究所は、主たる事務所を東京都に置く。

第四条

（資金金）

第五条 研究所の資本金は、附則第五条第二項及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）附則第三条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

3 研究所は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

（役員）

第六条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事一人を置く。

2 研究所に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行ふ監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（理事の任期）

第八条 理事の任期は、二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（第三章 業務等）

（業務の範囲）

第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発を行うこと。

二 次に掲げる事項に係る技術に関する基礎的な調査、研究及び開発を行うこと。

イ　港湾の整備、利用及び保全に関すること。

ロ　航路の整備及び保全に関すること。

ハ　港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること。

ニ　港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること。

ホ　飛行場の整備及び保全に関すること。

三　前号イからホまでに掲げる事項に関する事業の実施に係る技術に関する研究及び開発を行うこと。

四　電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。

五　前各号に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及を行うこと。

六　第一号から第三号までの技術及び電子航法に関する情報収集し、整理し、及び提供すること。

七　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（株式等の取得及び保有）

第十二条 研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。（積立金の処分）

第十三条 研究所は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

第十四条 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3　研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

（国土交通大臣の指示）

第十五条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められる場合には、研究所に対し、第十二条第二号若しくは第三号に掲げる業務又は同条第五号に掲げる業務（同条第二号又は第三号に掲げる業務に係るものに限る。）のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。（主務大臣等）

第十六条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。

（港湾法の適用の特例）

第十七条 港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第三十七条第三項の規定の適用については、研究所は、國とみなす。この場合においては、研究所に対し、第十二条第二号若しくは第三号に掲げる業務又は同条第五号に掲げる業務（同条第二号又は第三号に掲げる業務に係るものに限る。）のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。

（罰則）

第十八条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二　第十二条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。（職員の引継ぎ等）

第二条 研究所の成立の際現に国土交通省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。

第三条 研究所の成立の際現に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となつたもの（次条において「引継職員」という。）であつて、研究所の成立の日の前日において国土交通大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)
第五条 研究所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が國の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。

前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第六条 前条に規定するものほか、政府は、研究所の成立の時において現に建設中の建物等（建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを研究所に追加

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
(文部省規則第二)

第七条 (政令の委任)
附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める

附 則
(平成二年五月二六日法律第八四号) 拷

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。
〔施行期日〕

附 則
(平成一八年三月三一日法律第一八号) 拷

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項及び第三項並びに第十五条の規定は、公布の日から施行する。
(施行期日)

第二条（職員の引継ぎ等）

2 第二章 この法律の施行の際現に独立行政法人土木研究所、独

政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人（独立行政法人海員学校）にあつては、独立行

を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特

第四条 附則第二条の規定により施行日後の土木研究所等
2 施行日後の土木研究所等は、前項の規定の適用を受け

規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされ
た日）の前日ごとに、研究会、会議を行なう。

3 旅行日の前日は独立行政法人土木研究所、独立行政法人
子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独

という。) の職員として在職する者が、附則第二条の規定によつて開発去人建築研究所、独立行政法人による改革を

立研究開発法人更なる改革を実現するに向けた改進を図るう。）第三条の規定による改正前の国立研究開発法人海

術研究所並びに平成二十七年整備法附則第二条第一項の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法とは、その者の当該施行日後の土木研究所等の職員として退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を

4

4 施行日後の土木研究所等は、施行日の前日に施行日前の土木研究所等の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の土木研究所等の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の土木研究所等を退職したものであつて、その退職した日まで当該施行日前の土木研究所等の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに對しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の土木研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所を退職した者にあっては国立研究開発法人土木研究所の、独立行政法人建築研究所を退職した者にあっては国立研究開発法人建築研究所の、独立行政法人交通安全研究所を退職した者にあっては独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所及び独立行政法人電子航法研究所を退職した者にあっては独立行政法人海技教育機構の、独立行政法人航空開発法人海上・港湾・航空技術研究所の、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海員学校及び独立行政法人航海訓練所を退職した者にあっては独立行政法人海技教育機構の、独立行政法人航空大学校を退職した者にあっては独立行政法人航空大学校の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号、次条において「特労法」という）第四条第一項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の土木研究所等の職員となるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は、この法律の施行の際労働組合法（昭和二

十四年法律第七百七十四号の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合と合意したものは、施行日から起算し三十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第一項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所に所在しておいて、登記しなければ、その日より届出を以て解散するものとする。

第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、

適用しない。(トドカラ動子) 独立で、辛こつゝぐり(呑酒告晝)

第七条 *（セブンジツドウ）* 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の土木研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の土木研究所等との職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する

（賃則に關する徑過措置）及び第六章に規定する事項については、なま前の方によつては、

第十四条 施行日前にした行為及び附則第八条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 附則第二条から第十二条まで及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關する必要な経過措置は、政令で定める。

（平成二十一年二月二十六日法律第九五号）抄

(施行期日) 令和元年四月一日

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を過ぎて後、施行する。

(施行期日)

第一号に定める法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

(課税の特例)
第二十二条 斎藤川去第一条第一項ニ規定する國川去及び斎藤川去第四条第二項ニ規定する二つ名ル中ニ國立開拓團卷去入ル、う文字ヲ使用するに付し、斎藤川去第一条第一項ニ規定する虫

第二百四十九条 本法施行の日以後第一号に規定する登録の登録料は、第一号に規定する登録の登録料の二分の一とする。但し、前項の規定による登録料の額が五百円未満の場合は、五百円とする。

（処分等の効力）

規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号	（役員又は管理職）	（旧港湾空港技術研究所等を含む。）の役員又は管理職
則法第五十条の六第三号	（旧港湾空港技術研究所等を含む。以下この号において同じ。）と営利企業等	（旧港湾空港技術研究所等を含む。以下この号において同じ。）と営利企業等

第八条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 国立研究開発法人港湾空港技術研究所法
- 二 国立研究開発法人電子航法研究所法
- 三 独立行政法人航海訓練所法

（国立研究開発法人港湾空港技術研究所法等の廃止に伴う経過措置）

第九条 国立研究開発法人港湾空港技術研究所又は国立研究開発法人電子航法研究所の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

2 施行日前に前条第一号の規定による廃止前の国立研究開発法人港湾空港技術研究所法第十三条の規定により国土交通大臣が国立研究開発法人港湾空港技術研究所に対してした指示は、第三条の規定による改正後の国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法第十三条の規定により国土交通大臣が研究所にした指示とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成三十一年一二月一四日法律第九四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第三十五条 この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日